

平成29年度 第1回 津市教科用図書調査研究委員会 議事概要

1 日 時 平成29年5月16日(火) 15:30～16:40

2 場 所 津市教育委員会庁舎 教育委員会室

3 出席者 委員

津市教育委員	上島 均	津市教育長	倉田 幸則
校長代表	尾崎 美恵子	校長代表	川合 陽一郎
幼稚園長代表	堀内 由香里		
保護者代表	野田 昌志	保護者代表	眞部 貴子

事務局

津市教育委員会事務局

学校教育・人権教育担当理事 森 昌彦

教育研究支援課 課長 伊藤 雅子 主幹 川原田 元
副主幹 辻 由美子

4 事項

- (1) 委員の委嘱・任命
- (2) 委員紹介
- (3) 会長の確認と副会長の指名
- (4) 議事

- ア 教科書採択の概要について
- イ 津市教科用図書調査研究委員会について
- ウ 教科書採択に関する公正確保の徹底について
- エ 規定の改定について
- オ 調査員の調査実施項目について
- カ 調査員の委嘱について
- キ 予算について
- ク 調査研究等のスケジュールについて

5 各事項の要旨

- ・事項(1)について

調査研究委員会委員は、「津市教科用図書調査研究委員会規約」第2条に基づき、津市教育委員会から任命され、任命書又は委嘱状が手交された。

- ・事項(2)について

別紙2により平成29年度津市教科用図書調査研究委員会委員が確認された。

- ・事項(3)について

「津市教科用図書調査研究委員会規約」第3条に基づき、会長が教育長であることを確認し、会長の指名によって副会長が決定された。

- ・事項(4)について

ア 事務局から教科書採択の概要について説明があった。教科書検定から採択、使用開始の周期について、義務教育諸学校用教科書採択のしくみについて説明され

た。

《質問》

委員：県の選定審議会はすでに始まっているのか。また、8社の新しい教科書は、県の方にも送られているのか。

事務局：県でも選定審議会による調査が始まっています。8社の教科書は県にも送られていますし、津市にも送られています。

イ 資料1に基づき、事務局から津市教科用図書調査研究委員会についての説明があった。調査員を置いて見本本についての調査資料の提出・調査結果の報告を受け、それをもとに調査研究委員で各教科書の比較・検討を行いながら総合的な見地から選定資料を作成し、教育委員会に選定資料を提出・調査研究結果の報告を行い、採択に至るまでの流れが説明された。

ウ 事務局から教科書採択に関する公正確保の徹底について説明があった。教科書採択関係者の確認、教科書発行者との接触を避けること、金銭や物品、供応及び労務の提供を受けないこと、教科書発行会社からの不正な申し出などがあった場合には明確に断り、事務局に一報を入れることなどが確認された。

《意見》

委員：調査研究委員会の関係者だけでなく、全学校の校長・教員すべてにこのことを徹底してもらいたい。過去の三重県の事例も踏まえ、なぜ公正確保にここまで厳しいのか、教科書会社が採択されることによってどれだけの利益があるのかということを説明してほしい。教科書に付随するいろいろなものが利益になっていくということを考えれば公正確保の厳しさが分かるだろう。

事務局：平成29年4月28日付で、教科書採択の公正確保の徹底について県教育委員会から通知がありましたので、津市内すべての小・中学校に通知文書を送付して徹底を呼びかけています。

エ 規約の改定について事務局から提案があった。開かれた採択という文科省からの指示もあり、すでに教科用図書調査研究委員には保護者も置いていたが、今回別紙2「津市教科用図書調査研究規約」裏面の備考3項3に「必要に応じて保護者を調査員とすることができる。」という一文を加え、調査員に保護者を置くことができるということを確認し、承認された。

《質問》

委員：備考の津市教科用図書調査研究委員会規約運用方針というのが、規約の中に入っているのか。備考ならば規約の改定にはならないのではないか。

事務局：規約の中の備考欄であったとしても、追加するので改訂ということで承認いただきたいと思います。

オ 資料2、資料3に基づいて、事務局から調査員の調査実施項目についての説明があった。「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択基準と小学校教科用図書の調査実施項目について説明された。項目の中で、道徳からはイメージしづらい用語については、学習指導要領「特別の教科 道徳」と照らし合わせて説明が行われた。また、調査実施項目の表記について道徳にはそぐわない表現もあるが、「小学校教科用図書の調査実施項目」がすべての教科に対する項目なので、そのような表記になっているということが説明された。

また、県教委においても選定審議委員会が置かれ、道徳の教科書の調査を行い、

それについての資料が作成されており、その資料には道徳の教科書調査における着眼点について記載され、市教委にも6月下旬に送付される予定であること、その資料が到着次第各委員にも送付するので、県の着眼点をふまえながら津市としても調査を進めていくことの補足説明もあった。

カ 事務局から調査員の委嘱についてのとおり提案があり、承認された。

《質問》

委 員：委員を選ぶときは男女のバランスを考えるとと思うが、今回は男性2人と女性4人というのはなぜか。

事務局：調査員の中の教諭4名については、男女2名ずつとしました。調査員代表となる校長については、専門的知識と経験、保護者については、過去に調査研究員会の委員経験があるという観点で男女問わずに選びました。

キ 事務局から教科書調査研究員会予算についての提案があった。収入と支出の説明があり、承認された。

ク 事務局から調査研究等のスケジュールについて提案があった。採択までのスケジュールの説明があり、承認された。

第2回調査研究委員会の開催日を平成29年7月19日（水）、予備日とする第3回の開催日を、7月25日（火）に決定した。

《質問》

委 員：教科書展示はどのように知らせているのか。

事務局：移動展示には子どもを通じて保護者に通知文書で知らせしています。また、法定展示については広報で知らせています。

7 その他

《質問》

委 員：教科書会社を選ぶとき、学年によって変わってもよいのか。小学校と中学校が違ってよいのか。

事務局：学年によって変えることはできません。道徳として1社の教科書を採択します。小学校と中学校は、違っていても問題はありません。

《意見》

委 員：調査員に保護者が入ということで、道徳が学校で今までどのように行われてきたのか、また、これから教科になったときにどう変わっていくのか、年間何時間行われるのかといったことなど、詳しく話をしてあげてほしい。また、道徳の副読本がうまく機能していたのかを踏まえ、使うのにどんな形が合うのかということを話し合っていたきたい。

委 員：さきほど調査員として入る保護者には、今までの道徳の指導について説明するとあったが、保護者代表として入る委員の私たちにも教えてほしい。